

# 2020年度 法科大学院

## 第3期入学試験問題

### 1 時限

### 憲法

### (論文式)

## 試験時間 50 分

#### 注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

## [憲法]

つぎの文章を読んで、設問に答えなさい。

20××年10月、A県議会は、「社会的に許容されえない性行為を不当に賛美したり誇張して描くマンガやアニメの蔓延が、青少年の健全な育成に悪影響を及ぼしている」として、A県青少年保護育成条例（以下「本件条例」という。）を改正した。青少年の定義は18歳未満の者とされる（本件条例第2条第1号）。同改正により、販売若しくは頒布され、又は閲覧に供されている図書類の内容が、「漫画、アニメーションその他の画像（実写を除く。）で、著しく社会規範に反する性交若しくは性交類似行為を、不当に賛美するように描写し又は表現することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を著しく妨げるおそれがあるものとして、A県規則で定める基準に該当するもの」である場合、A県知事は、当該図書類を、「青少年の健全な育成を阻害するもの」として指定（以下「有害図書指定」という。）することができるものとされた（本件条例第8条第1項第2号）。有害図書指定をしようとするときは、A県知事は、学識経験者等から構成されるA県青少年健全育成審議会の意見を聴かなければならない（本件条例第18条の2第1項）。図書類の販売・貸付業者は、有害図書指定を受けた図書類を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならず（本件条例第9条第1項）、また図書類の販売・貸付業者は、有害図書指定を受けた図書類を、青少年が閲覧できないように包装し（本件条例第9条第2項）、他の図書類と明確に区分し、容易に監視できる場所に置かなければならない（本件条例第9条第3項）。本件条例第9条が定める以上の規制に違反した者に対しては、A県知事は警告を発することができる（本件条例第18条第1項）、警告に従わずなお本件条例第9条違反の行為を行った者は、30万円以下の罰金に処せられる（本件条例第19条）。

Yは、A県B市においてコミックや同人誌を専門に販売する店舗を営んでいる業者であるが、有害図書指定を受けた漫画家Cによる漫画作品（以下「本件図書」という。）につき、本件条例第9条第2項及び第3項の措置はとっていたが、それでも購入を求める青少年に対する販売禁止は行き過ぎであると考えており、本件条例第9条第1項に違反して青少年に対して本件図書を販売したため、本件条例第18条第1項が定める警告を受け、この警告に従わずなお第9条第1項違反の行為を続けたため、本件条例第19条に基づき起訴された。なお、本件図書は、婚姻を禁止されている近親者間での性交等を美化して描き、一部の青少年の間で人気を博し、増刷が予定されていた。

### 設問

Yの立場にたって、本件条例の憲法適合性につき、どのような主張ができるか述べなさい。

（解答は全て解答用紙に記入すること）